

# 広報そうま

平成23年4月4日

号外 No.8

紙不足のため、回覧での伝達にご協力ください。

情報が伝わりにくくなっています。周囲の方にも、号外の内容をお伝えください。

## 無料法律相談所設置

市では、避難所以外に避難されている被災者への無料法律相談を今後予定しています。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先  
生活環境課 (☎ 37 2 1 4 4)

## 無料巡回法律相談

《福島県弁護士会相馬支部・相馬市四団体協議会》

●対象者 避難所に避難された方

●相談日・相談会場 ▽4月4日(月) 飯豊小・八幡

小▽4月5日(火) ｽｽﾞｽﾞ

ツアリーナそうま▽4月6日

(水) 向陽中▽4月7日(木)

はまなす館▽4月8日(金)

中村一小

●時間 14時～16時

●問い合わせ先 生活環境課

(☎ 37 2 1 4 4)

## NTT東日本 臨時窓口開設

NTT東日本では、電話や

インターネット環境などに

するお問い合わせにお答えす

る臨時窓口を開設します。ど

うぞご利用ください。

### ●開設日時

▽4月5日(火)

▽4月7日(木)

▽4月9日(土)

※時間は全て10時～16時

### ●開設場所

NTT東日本相馬ビル1階

(旧NTTショップ相馬)

中村字袋町91(相馬市役所隣)

### 《ご相談受付内容》

・電話、インターネットなど

に関する相談全般

・家屋が壊れたり浸水のため

電話などが使えない、電話を

一時使用しないなどのご相談

電話、インターネットがつか

がないなどの故障の受付な

ど

●問い合わせ先 NTT東日

本―福島(☎ 0 2 4 - 5 3 1

7 4 1 8)

●問い合わせ先 市役所 1

階 税務課市民税係 (☎

37 2 1 2 7)

## 地震・津波により 軽自動車流失した方へ

《流失・損壊した場合の

廃車手続き》

●申立書記入事項 ▽車検証

の所有者名▽住所▽被災場所

▽登録番号(福島4桁ナン

バー)

●必要なもの 本人(所有者)

の印鑑

●手続き期間 平成24年3月

31日まで

●手続き場所 福島県軽自動

車協会(☎ 0 2 4 - 5 4 6 -

2 5 7 7)

代理人でも廃車手続きはで

きますが、詳しくは県自動車

協会へ問い合わせください。

《流失・損壊した場合の減免》

流失または損壊し運行でき

ない軽自動車は、平成23年度

の軽自動車税は減免する予定

です。

なお、詳しい内容は、減免

基準などが決定次第お知らせ

します。

●問い合わせ先 市役所 1

階 税務課市民税係 (☎

37 2 1 2 7)

## 水道水中の放射線測定値

(単位:ベクレル/kg)

●問い合わせ先 相馬地方広域水道企業団 (☎ 35-1020)

3月31日現在、本企业団の水道水に含まれる放射線濃度は、指標値以下です。飲料水として全く問題ありません。

### 真野ダムが水源の水

採水日	ヨウ素 131	ヨウ素 132	セシウム 134	セシウム 137
3/21	44	7.5	11	8.2
3/28	33	不検出	7.6	不検出
3/31	34.6	不検出	不検出	不検出

### 相馬第1水源地(西山字表西山)と相馬第5水源地(山上字堀坂)が水源の水

採水日	ヨウ素 131	ヨウ素 132	セシウム 134	セシウム 137
3/21	14	不検出	不検出	不検出
3/28	6.8	不検出	不検出	不検出
3/31	不検出	不検出	不検出	不検出

原子力安全委員会が定めた 飲食物摂取制限に関する指標値

	ヨウ素	セシウム
指標値	300	200

## 保健センター 各種検診延期・中止のお知らせ

《子宮頸がん集団検診・骨粗しょう症検診》

東日本大震災の影響により、4月19日、28日の検診を延期します。

新たな検診の日程は、決定次第お伝えします。

《大腸がん施設検診》

4月1日から実施を予定していましたが大腸がん施設検診は中止となります。

●問い合わせ先 保健センター（☎354477）

## 市内放射線レベル測定値

（単位：マイクロシーベルト / 時間）

●問い合わせ先

生活環境課（☎37-2201）

相馬市内で測定した放射線レベルの測定値は、下表のとおりです。

### ●測定場所：公立相馬総合病院

3月31日		4月1日		2日		3日	
測定時間	測定値	測定時間	測定値	測定時間	測定値	測定時間	測定値
8:00	0.3	8:30	0.4	8:30	0.3	9:00	0.5
16:00	0.3	16:00	0.4	14:00	0.6	16:00	0.3

### ●測定場所：市分庁舎前駐車場

3月31日		4月1日		2日		3日	
測定時間	測定値	測定時間	測定値	測定時間	測定値	測定時間	測定値
10:00	0.65	10:00	0.62	10:00	0.73	10:00	0.77
15:10	0.58	15:00	0.57	15:00	0.62	15:00	0.73

## 地震による家屋損壊 固定資産税の減免

東日本大震災により、家屋の損壊などがあつた場合には、固定資産税の減免が適用される場合があります。

家屋の修繕を行なう方、または、行なつた方は、修繕箇所（写真・領収書など）を準備のうえご相談願います。

●問い合わせ先 市役所1階 税務課固定資産税係（☎372128）

## 被災者支援 なんでも行政相談開設

国・県・市の担当者が一堂に会し、行政全般にわたる相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

●日時 4月12日（火）10時～15時

●相談内容 住宅支援など各種支援、税金、雇用、車検、健康保険

●場所 市役所5階会議室

第2・第4委員会室

●問い合わせ先 ▼福島行政評価事務所（☎024-534-1101）▼市生活環境課（☎372144）

## 医療機関・介護事業所での受診・利用および窓口負担について

《被保険者証なしで利用できません》

・今回の震災で被災された方は、氏名、生年月日、住所または事業所名等を申し出るだけで医療機関の受診や、介護事業サービスの利用が可能です。

・公費負担医療（注）も、手帳等の提示なしに受診できます。

（注）障がい者の自立支援医療、難病患者の特定疾患治療研究事業等

《窓口負担の支払いは、必要ありません》

・被災され、医療機関や介護事業所に次のいずれかの申し立てをした方は、一部負担金等の窓口負担を支払う必要はありません。

①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方

②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負つた方

③主たる生計維持者が行方不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となつている方（福島第1原発から半径30キロ圏内で、相馬市は入っていません）

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

・右記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて加入されている保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。

●問い合わせ先 ▼国民健康保険・後期高齢者医療制度

保険年金課（☎372140）

▼介護保険健康福祉課（☎372270）

被災された方の電気料金など特例措置 東北電力コールセンター 0120-175-466